

規 則

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則

埼玉県道路占用規則（昭和二十八年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 提出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県道路占用規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。